

薬第 1146－5 号
令和 7 年 3 月 5 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 5 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 3 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) (8R)－N，N－ジエチル－6－メチル－1－[3－(トリメチルシリル)プロパノイル]－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1S－LSD

(2) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】Protonitazepine、

N-Pyrrolidino protonitazene

(3) N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

【通称名】MPT、Methylpropyltryptamine

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和7年3月6日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701